

# 税額の計算方法

例

支払い給与総額	5,335,000円				
社会保険料控除額	164,000円				
生命保険料控除額	35,000円				
配偶者控除額	330,000円	→ 所得税控除額	380,000円	所得税との人的控除の差	50,000円
扶養控除額 (特定扶養1人)	450,000円	"	630,000円	"	180,000円
基礎控除額	430,000円				
				所得税との人的控除の差の合計	230,000円

## 課税標準

5,335,000円の給与所得算出後の額……3,825,600円

$$3,825,600円 - 164,000円 - 35,000円 - 330,000円 - 450,000円 - 430,000円 = 2,416,600 \approx 2,416,000円 \text{ (1,000円未満切捨て)}$$

(社会保険料控除)
(生命保険料控除)
(配偶者控除)
(扶養控除)
(基礎控除)
(合計課税所得金額)

## ① 町民税

$$\left( 2,416,000円 \times \frac{6}{100} \right) - 1,500円 + 3,000円 = 146,400円 \text{ ( ) 内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額)
(税率)
(調整控除)
(均等割)
(町民税額)

↓  
 合計課税所得が200万円超の場合…5万円 + 人的控除の差の合計 - (合計課税所得金額 - 200万円)  
 50,000円 + 230,000円 - 416,000円 = △136,000 ※50,000円を下回る場合は50,000円  
 50,000円の3% = 1,500円

## ② 県民税

$$\left( 2,416,000円 \times \frac{4}{100} \right) - 1,000円 + 1,000円 = 96,600円 \text{ ( ) 内、100円未満切捨て}$$

(合計課税所得金額)
(税率)
(調整控除)
(均等割)
(県民税額)

↓  
 50,000円の2% = 1,000円

## ③ 合計年税額

$$146,400円 + 96,600円 + 1,000円 = 244,000円$$

(町民税)
(県民税)
(森林環境税)
(年税額)

## ④ 特別徴収での月割額の算出

244,000円 ÷ 12月 = 20,300円 …… 余り400円 (1,000円未満の端数は6月分に加算します。)

6月分：20,700円

7月分以降：20,300円